

茅野市既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和3年12月16日付け「八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた共同宣言」を踏まえ、地球温暖化対策として市内住宅のエネルギーの自立化を促進するため、市民が行う太陽光発電システム及び蓄電システムの設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置及びこれに附属する装置の総体をいう。
- (2) 蓄電システム 充電によって繰り返し使用することができる電池及びこれに附属する装置の総体をいう。
- (3) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅をいう。
- (4) 既存住宅 住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 長野県が定める既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱（令和3年7月16日策定。以下「県要綱」という。）第13条の規定により補助金が確定した事業を実施した者であること。
- (2) 第7条の交付申請及び実績報告をする時点において市内に居住する者であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員と密接な関係を有するものでないこと。

2 補助金の交付は、同一の既存住宅について1回限りとし、この告示による補助金の交付を受けた者は、補助対象者とししないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、長野県が定める信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領（令和3年5月24日策定）第5条第1項の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）との販売、施工等の契約により別表に掲げる要件を満たす太陽

光発電システム及び蓄電システム（以下「補助対象設備」という。）を補助事業者が新たに設置する事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電システム及び当該太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを同時に設置する事業
- (2) 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを設置する事業
（補助対象設備の設置場所）

第5条 補助対象設備の設置場所は、補助対象者が居住する市内の既存住宅とする。

- 2 太陽光発電システムについては、前項に定める既存住宅の屋根上に設置するものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、市長が適当と認めるものとする。

- 2 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助対象経費から県要綱の規定により交付された補助金を差し引いた額が、補助金の額に満たない場合は、当該差し引いた額から千円未満の端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

補助対象事業	市内に事業所を有する認定事業者が設置する場合の補助金の額	市外に事業所を有する認定事業者が設置する場合の補助金の額
第4条第1号に規定する事業	10万円	5万円
第4条第2号に規定する事業	5万円	2万5千円

（交付申請及び実績報告）

第7条 規則第3条に規定する申請書及び規則第12条に規定する実績報告書は、茅野市既存住宅エネルギー自立化補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「交付申請書兼実績報告書」という。）によるものとし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市税の納税証明書の写し
- (3) 環境省が実施する「うちエコ診断」（ホームページ版に限る。）の診断結果
- (4) 県要綱第13条に規定する補助金額の確定通知の写し
- (5) 県要綱別表第3第1号に掲げる実績報告書別紙仕様書の写し

- (6) 補助対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (7) 補助対象設備設置箇所における設置前及び設置後の状況が確認できる写真
- (8) 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し
- (9) 設置した補助対象設備の型番が分かる書類
- (10) 認定事業者との契約状況が分かる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項において申請者が交付申請及び実績報告を行うことができる期間は、県要綱第13条の規定により県の補助金が確定した日の属する年度の3月31日までとする。

(交付決定及び補助金等の額の決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付が適当であると認めたときは、その結果を茅野市既存住宅エネルギー自立化補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた申請者は、茅野市既存住宅エネルギー自立化補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、県要綱第14条の規定により申請者が交付決定を取り消された場合は、前条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定による補助金の返還に際しての加算金及び返還金については、規則第17条の規定を準用するものとする。

(取得財産の管理)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けて取得した太陽光発電システム又は蓄電システム（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、既存住宅エネルギー自立化補助金事業財産処分承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者が前項の規定により取得財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に県要綱第8条に規定する交付決定を受けた補助対象事業から適用する。

（茅野市太陽光発電システム設置補助金交付要綱の廃止）

2 茅野市太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成15年茅野市告示第35号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

設備	要件
1 共通	(1) 未使用品であるもの (2) 法令、条例等に適合しているもの
2 太陽光発電システム	(1) 発電出力(太陽電池の最大出力(システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。)の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値)が10キロワット未満のもの (2) 発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの
3 蓄電システム	(1) 蓄電容量が4キロワット時以上であるもの (2) 国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業の対象製品として登録のあるもの